

## 公益財団法人宮崎県産業振興機構の評議員及び役員の報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県産業振興機構の評議員及び役員の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (常勤役員)

第2条 常勤役員（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条の規定により宮崎県から派遣された常勤役員（以下「県派遣役員」という。）を除く。以下同じ。）には、報酬及び期末手当を支給する。

### (報酬)

第3条 常勤役員の報酬の月額を、次のとおりとする。

- (1) 理事長及び副理事長の報酬の月額は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）第3条別表第1の再任用職員7級に規定する額とする。
- (2) 常務理事の報酬の月額は、給与条例第3条別表第1の再任用職員5級又は6級に規定する額とし、理事会の承認を得て決定するものとする。

### (期末手当等)

第4条 常勤役員の期末手当は6月及び12月に支給する。

2 常勤役員の期末手当の額は、公益財団法人宮崎県産業振興機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員の例により計算した額とする。ただし、給与規程第17条第3項に規定する期末手当基礎額に乗じる割合及び同条第6項に規定する職員の区分に応じて定める加算の割合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 期末手当基礎額に乗じる割合  
給与条例第8条第3項及び第8条の4第2項に規定する支給割合をそれぞれ合算した割合
- (2) 職員の区分に応じて定める加算の割合  
ア 理事長及び副理事長 100分の15  
イ 常務理事 100分の10

3 常勤役員には期末手当及び通勤手当以外の諸手当は支給しない。

4 常勤役員の通勤手当の額は、給与規程の適用を受ける職員の例による。

### (県派遣役員)

第5条 県派遣役員の給与については、給与条例その他の宮崎県職員に適用される諸規程を適用する。

### (支給)

第6条 この規程に定めるもののほか、常勤役員の報酬及び期末手当の支給については給与規程の適用を受ける職員の例による。

### (評議員及び非常勤役員)

第7条 評議員及び非常勤役員の報酬等については、別表1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員及び非常勤役員が国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職の公務員の場合には報酬等は支給しない。

(費用)

- 第8条 評議員及び役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した旅費等の経費については、費用として支給することができる。
- 2 前項の場合において、支給の取扱いは公益財団法人宮崎県産業振興機構旅費規程及び公益財団法人宮崎県産業振興機構財務規程によるものとする。

(公表)

- 第9条 機構は、この規程をもって公益認定法第20条に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改正)

- 第10条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(委任)

- 第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際現になされた役員の給与等に関する決定その他の手続きは、この規程に基づいてなされたものとみなす。
- 3 財団法人宮崎県産業支援財団役員の給与等に関する規程（昭和60年4月1日）及び常勤役員の報酬及び期末手当に関する定め（平成19年伺い定め）は廃止する。

附 則（平成26年3月28日決議）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規定は平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の公益財団法人宮崎県産業振興機構の評議員及び役員の報酬等に関する規程第4条の規定は、平成26年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第7条）

職 名	報酬等の額
評 議 員	日額 12,000円
非常勤理事	日額 12,000円
監 事	日額 12,000円